

徒然草古注釈書の方法……『徒然草寿命院抄』から『野槌』へ

*1) 島内裕子

要旨

本稿は、林羅山によって著された徒然草の注釈書『野槌』を取り上げて、その注釈方法の特徴を、具体的に考察するものである。最初の注釈書である『徒然草寿命院抄』と比較しながら、『野槌』がどのように徒然草の注釈研究を進展させたか、次のような視点から論考する。第一に、『徒然草寿命院抄』から『野槌』へ、新たに付加された注釈を確認しながら、『野槌』の注釈の意義を再認識する。第二に、『徒然草寿命院抄』と『野槌』に見る徒然草の章段の捉え方の違いに注目し、両者の徒然草理解に相違が見られることを指摘する。すなわち、『徒然草寿命院抄』においては、章段間の関連性に注意が払われているが、『野槌』では章段が一段一段独立したものとして捉えられている。章段間の関連性への言及が見られない、という顕著な違いがある。第三に、『野槌』においては類似例を列挙する方法が取られていることに着目し、そこから、羅山が徒然草の注釈を行うことは、彼にとつての自己表現であったのではないかと推測する。第四に、『野槌』が仏典や漢籍を中心とする注釈ばかりではなく、現代にも受け継がれるような、和歌に関する注釈も行っていることに触れる。以上のような考察を踏まえて、『野槌』の注釈の特徴を明確にし、あわせて林羅山にとって、徒然草の注釈書『野槌』を著したことが、どのような意味を持っていたのか、ということにも言及する。

はじめに

徒然草の注釈研究は、慶長九年（一六〇四）に刊行された秦宗巴の『徒然草寿命院抄』（以下、『寿命院抄』と略す）を嚆矢として、江戸時代に盛んに行われた。本稿では、主として林羅

山によって著された注釈書『野槌』を取り上げて、『寿命院抄』の注釈態度と比較し、徒然草の注釈研究がどのように展開していったかを考察したい。

『寿命院抄』の注釈態度については、おおよその輪郭ではあるが、かつて述べたことがある。¹⁾その抽稿の結論を簡単に示せば次のようになる。すなわち、『寿命院抄』には、難解な語句

*1) 放送大学助教授（人間の探究）

に対する意味の説明だけでなく、表現の出典や源氏物語・枕草子などの関連が指摘され、多数の引歌が挙げられている。最初の徒然草注釈書であるにもかかわらず、個々の語彙の意味をかなり詳しく注釈し、表現の典拠や関連作品や引歌を指摘することが可能であったのは、『寿命院抄』の注釈が、源氏物語の注釈書である『河海抄』や、歌字書である『八雲御抄』に依るものが多かったからである。つまり、『寿命院抄』は、徒然草の表現が、その多くを源氏物語や和歌に依っていることに気づき、注釈を付けるにあたって、『河海抄』や『八雲御抄』などを大いに活用したのである。

子 裕 内 島

たとえば、徒然草第一段に、「ひたふるの世捨人は、なかなかあらまほしきかたもありなん^②」という文章がある。ここで使われている「ひたふる」という言葉について『寿命院抄』は、「ヒタストラト云同心也。一向卜書。八雲抄ニヒタケル心ナド云タルハ、一向又フテタルヨシ也。み吉野のたのむの雁もひたふるに……^③」と説明している。ここには『八雲御抄』の書名が出てくるが、今引用した注釈自体は、『河海抄』の桐壺巻に見える注釈の孫引きである。このような例は、徒然草第七段にも見られる。第七段に「つくづくと一年を暮らすほどだにも、こよなうのどけしや」という文章がある。ここで使われている「こよなう」という言葉の意味について『寿命院抄』は、「八雲ニ事外也トアリ。河海ニ無越、閑雅、幽玄ノ義也。カギリモノナフ

ト云心也」と説明しているが、これも『河海抄』の桐壺巻の注に書かれている「こよなう」の語釈をそのまま引いている。また、徒然草第一四段の「臥猪の床」や「歌の道」などについて、『寿命院抄』の注釈は、『八雲御抄』を引用して説明しているのである。

このように、源氏物語の注釈書や歌字書においてすでに解明されてきた、さまざまな表現の典拠や引歌が、徒然草の注釈にも活かされ、実に多くの典拠を指摘することが可能となったのであった。さらに、『寿命院抄』において、徒然草の書き方が枕草子に類似している、という指摘が行われていることも重要である。

以上のことを総合すれば、『寿命院抄』は、徒然草という作品を、源氏物語や枕草子や和歌の筆法・表現で書かれた作品であると理解していると言えよう。そのことはすでに、『寿命院抄』の冒頭部分で、「草子（徒然草のこと）ノ大体ハ清少納言枕草紙ヲ模シ、多クハ源氏物語ノ詞ヲ用ユ」と明言されているが、実際に注釈部分を見てゆくと、まさにその通りであることが具体的にわかるのである。

では、このような『寿命院抄』の徒然草理解が、第二番目の注釈書である林羅山の『野槌』において、どのように受け継がれ、あるいは変化してゆくのだろうか。また、『野槌』の注釈態度を考察することによって、今まで見過ごされてきた『寿命

院抄』の特徴も照射することができないだろうか。以下の考察では、まず第一に、『野槌』が『寿命院抄』の注釈をどこまで進めたかという観点から、『寿命院抄』では「未考」となっていた部分で注釈が付けられた箇所を辿り、次に『野槌』と『寿命院抄』の章段の捉え方の相違に注目し、最後に『野槌』の注釈の付け方の特徴を明らかにし、そこから林羅山がいかに自身自身の思想や読書体験を『野槌』の中で披瀝しているかを考察したいと思う。

本稿で具体的に取り上げるのは主として『寿命院抄』と『野槌』の二書に過ぎないが、以上のような研究によって、江戸時代の徒然草注釈書（以下、「徒然草古注釈書」と総称する）が、それぞれどのような個性を持つ注釈書であり、徒然草のどのような点をどのように説明していったのか、さらには徒然草に対する作品理解が、これらの古注釈書によってどのように展開していったかが、次第に説明されるのではないだろうか。そしてこのような作業は、古注釈書によって提供されてきた徒然草理解の有効性を、あらためて検証しなおす端緒ともなるのではないかと思う。

一 『寿命院抄』から『野槌』へ

本稿では『寿命院抄』と『野槌』の比較が中心となるので、

最初にまず両者の簡単な対比を行っておきたい。『寿命院抄』の大きな特徴は、徒然草本文そのものは、注釈する箇所だけが、語句や短い文章の形で切り出されているという点である。つまり、『寿命院抄』を読んでも徒然草本文の全体は書かれていないということである。この点は、その後の注釈書に踏襲されず、『野槌』以下の徒然草古注釈書には、徒然草の本文が掲げられ、その後に（あるいは頭注などの形で）注釈が付けられる形式に変わっている。『寿命院抄』の表記は、漢字片仮名交じりで書かれているが、その後の徒然草古注釈書は、漢字平仮名交じりである。

『寿命院抄』において画期的なのは、徒然草を章段に区切って番号を振っていることである。この区切り方は以後の注釈書で多少異なるが、章段に区切るのは、以後の注釈書で踏襲された。また、『寿命院抄』で付けられた注釈のほとんどは、これ以後の注釈書ではそのまま踏襲されることになり、それは『野槌』も例外ではない。『野槌』の注釈は『寿命院抄』を基盤としているのである。

以上の簡単な概観からもわかるように、『寿命院抄』が徒然草の注釈研究で果たした役割は、非常に大きなものがある。そのような『寿命院抄』に対して、『野槌』がどれほどのものを付け加えることができたか、さらには、『野槌』によって切り開かれた新しい徒然草研究の方法とは何であったのかを、考え

てゆきたい。

『野槌』は、『寿命院抄』の注釈をほぼすべて撰取した上で、書名しか挙がっていない場合に、該当箇所を原文を引用したり、あるいは短い引用をその前後も含めて長く引用したりしている。また、『寿命院抄』で未考だった部分を新たに注したり、さらに『寿命院抄』では注が付いていなかった箇所に、新たに注を付加したりもしている。したがって、『寿命院抄』と比べて『野槌』はさらに詳しい注釈書となっている。ただし、場所によっては『寿命院抄』の方がかえって詳しく、むしろ『野槌』で簡略であったり、章段によっては、『野槌』で全く注をつけていない段もある。

『寿命院抄』の注釈自体すでにかなり詳しく、しかもほぼ徒然草全段にわたって注が付いているが、その中で、「未考」として残された箇所もある。この部分を『野槌』がいくつか解明しているのは、林羅山が、『寿命院抄』の注釈を確実に一歩進めたと言えよう。たとえば、徒然草第九三段は、「牛を売る者あり。買ふ人、明日、その値をやりて、牛を取らんといふ」という書き出しで、牛の売買の喩え話に始まり、存命の喜びを説く人物の主張を記す段である。『寿命院抄』ではこの段に対して、次のように注釈している。

此段人欲ニヲホハレテ、自己ノ楽ヲワスレ、イタヅラニ他ニ求ル事ヲアカス也。段ノ内ニ問答ヲナス也。牛ノウリ

カヒ故事本説アル事ニヤ、未考。

つまり、『寿命院抄』では、牛の売買に関する故事があるのだろうか、としながらも、その具体例を挙げえないでいる。これに対して『野槌』では、『史記』貨殖伝を挙げて、「貨殖伝にのする所をみれば、牛馬を売買する事、いにしへより甚多し」と記している。この書き方は、『寿命院抄』の「牛ノウリカヒ故事本説アル事ニヤ」という部分を直接受けて書いていると思われる。

次にもう一例見てみよう。徒然草第九七段は、非常に短いが含蓄に富む段である。その全文は次の通りである。

その物につきて、その物をつひやしそなふもの、数を知らずあり。身に虱あり。家に鼠あり。国に賊あり。小人に財あり。君子に仁義あり。僧に法あり。

この段に対して『寿命院抄』では、「此段本説證例アルベシ。未考也」とあるだけだが、『野槌』では非常に詳しい注釈が付けられている。まず、「小人に財あり。君子に仁義あり」の部分には、『老子』および『莊子』駢拇篇・馬蹄篇を挙げている。このうち特に駢拇篇は現代の注釈書にまで受け継がれている。また、「僧に法あり」については、『源氏物語』帚木巻の雨夜の品定め、および『維摩経』が注に挙げられている。

さらに『野槌』では、これらの出典を挙げるだけでなく、林羅山自身の価値観による兼好批判を詳しく展開している。この

批判についてはすでに拙稿で述べたことがあるが、儒教の立場から、兼好が君子を損なうものとして仁義を挙げていることを強く否定しているのである。このように、『野槌』は、出典研究にとどまらず、積極的に徒然草の内容の是非そのものを論じる箇所が多いのも特徴である。

『寿命院抄』で「未考」となっていた箇所が、『野槌』によって明らかになったものもあり、『野槌』で指摘された出典は、現代の注釈書にまで受け継がれているものも多い。出典研究はほぼ『野槌』の時点で完成したとさえ言えよう。それでは、今後の徒然草研究において、出典研究はもはや飽和状態に達しているのだろうか。出典研究の新たな方向性はどこに求められるのだろうか。

今後は『寿命院抄』や『野槌』において、個々の典拠の指摘にとどまっていたものを、より有機的に巨視的に捉え直す必要があると思われる。なぜ、そこにある出典が使われたのか、ある特定の書物が繰り返し徒然草の中で使われているとしたら、それは何を意味するのか、そして典拠をもつ表現が、徒然草執筆の推進力としてどのように機能しているのか、という研究である。このような視点に立つ研究は、徒然草古注釈書を丹念に読み直してゆく作業と連動しなくてはならないので、本稿の時点ではまだ結論を出すには至らないが、問題意識として常に忘れずにいたい。

二 『寿命院抄』と『野槌』に見る徒然草章段の捉え方の相違

『野槌』は、その多くを『寿命院抄』に依っている注釈書であるが、次に両者の相違点について考えてみたい。まず重要な相違と思われるのは、『寿命院抄』が徒然草の章段を、連続するまとまりとして捉えている箇所があちこちに見られるのに対して、『野槌』の場合は、章段の連続性に言及することはほとんどない、ということである。徒然草を序段以下、二四〇段余りの章段に区切って理解する方法は、確かに『寿命院抄』の冒頭で明言されていたことであつた。

條段ノ多少次第ハ、数本ヲ以テ校合スルニ、各各不同。
今善ナルニ随テ決シテ、上百三十七段、下百五段、合シテ
百四十二條歟。

『寿命院抄』でこのように書かれたことの意義は大きく、徒然草を章段に区切ることは是非は、以後取り立てては問題にされることなく、むしろ暗黙の了解事項とされてきたのであつた。この点に注目することによって、徒然草研究史上における『寿命院抄』の画期性を述べたことがある⁽⁶⁾。もちろんその画期性が揺らぐことはないと思うが、『寿命院抄』の章段の捉え方と『野槌』のそれとを比較した場合、前者は章段区分というこ

とを明言した最初の注釈書であるにもかかわらず、個々の注釈箇所においては、むしろ章段の連続性にも言及しており、一方の『野槌』では、章段の連続性にはほとんど言及しない、という明確な違いが見られるのである。以下この点について、具体的に見てゆきたい。

子 裕 内 島

『寿命院抄』は、章段の区分ということに意識的ではあったが、同時に連続性にも敏感であった。たとえば、現行の第五二・五三・五四段は、どれも仁和寺の僧侶たちに関わる段である。第五二段は、石清水に参詣に行った法師が、肝腎の八幡宮が山上にあることを知らずに、麓にある付属の寺社だけで帰ってきてしまった失敗談を記す。第五三段は、仁和寺の法師が酒宴の席で頭に被った鼎が抜けなくなって大怪我をした話。第五四段は仁和寺の法師たちが、稚児を誘って遊ぶ計画を立て、食べ物などを入れた箱を後で取り出そうとして隠しておいたところ、それを知った他の法師に盗まれて、喧嘩になった話である。『寿命院抄』はこれらの段を、次のように捉えている。まず、第五四段の注の最初の部分で、「以上三段ハ皆仁和寺ノ事也。書出ヲ筆法ヲ少シカヘテ書タリ」と述べ、この段の注の最後に、「アマリニ興アラントテ」の部分の指して、「此結句、上ノ段ト兩段ニカカル也。常ニ心カクベキ事也」と注を付けている。つまり、仁和寺の話として第五二段から第五四段までを連続的に捉え、さらに第五三段と第五四段の二段は、どちらも余

り興に乗ってはならないという戒めの段として捉えているのである。

これに対して『野槌』では、第五二段から第五四段までに付けられた『寿命院抄』の個々の注はほぼそのまま取り入れているにもかかわらず、今引用した章段間の連続性や関連性についての『寿命院抄』の注は全く取り入れていない。

また、徒然草第五六段と第五七段についても、『寿命院抄』はひとつながりの内容として捉えている。第五六段は対話や座談の場での好ましい話し方について、第五七段は歌物語の歌がよくないのは残念であると述べる段である。『寿命院抄』は、第五六段の注の最初の部分で、「此下ト此段ハ人前ニテ物ガタリナドスベキタシナミヲ書ケリ」として、兩段の内容をまとめて把握している。一方『野槌』では、このような捉え方は全く書かれておらず、第五七段にいたっては、ひとつも注を付けていない。林羅山は、語句の注は『寿命院抄』をほぼ踏襲しているにもかかわらず、『寿命院抄』に明記されているこのような章段間の繋がりについて、全く口を閉ざしているのは不審である。

また、徒然草第五八段と第五九段についても、『寿命院抄』はこの二段に内容上の関連性を認めて、第五九段の注に「前段ノ余論也。大事トハ世ヲ捨ル義也」と書いている。第五八段は、出家者が住むべき場所として世俗を離れた所にすべきであ

ると述べ、「世を通れんことこそ、あらまほしけれ」と結論付ける段であり、第五九段は、仏道に専念しようとする人はすべてを捨てて精進すべきであると述べる段であるので、『寿命院抄』が指摘しているように、この連続する二段には、仏道という点で関連性がある。ところが、『野槌』では、第五八段と第五九段の関連性については、何も述べていないのである。

林羅山の関心の所在は、章段間の関連性にあるのではなく、内容自体の是非にあると思われる。羅山は第五八段の内容について、儒教の立場から、「兼好が心、仏道においては、さもあらなん。(中略)兼好は、世俗を畜類とすれど、儒よりみれば、かの世をのがれて人倫をみだる者を禽獣とす。道は人にあり。人こそよく道をひろむれ。いかんぞ人をすてて道をえん」と批判している。逆に、このような兼好の主張に立ち入った批判は、『寿命院抄』には書かれていない。

さらにいくつか具体例を挙げておこう。徒然草第七四段から第七八段までの連続章段を『寿命院抄』では、一連のものとして捉えている。すなわち、第七五段の注に「前段余論也」とあり、第七六段の注に「此段カクレナシ。前段ノ学問等ノ所縁ヲサハヤメヨト云ヲ殊更法師ノ上ニ引ウケテ、次第シタル也」と書いている。続いて第七七段の注で「前段ノ余説也。カクレナシ」、第七八段でも「是又前ノ段ヲウケテ書タリ」とある。確かにこのあたりの徒然草は、老いと死が待ち受けていることも

忘れて世俗のことにあくせくする人々の愚かしさを述べる第七四段から始まり、だからこそ閑寂な生活を送るべきであると第七五段で述べ、さらに第七六段と第七七段では、世俗的なことに強い関心を持つ法師たちを批判し、第七八段では世間の噂に関心を持つことを不快に思うという展開になっており、内容上一ひとつぎと云ってもよい。しかし、ここでも『野槌』は、これらの章段間の関連性や類似性については、全く触れていない。

また、徒然草第八二段と第八三段について、『寿命院抄』は、現行の第八二段の語句の注の最後に「此段并下ノ段、充満ヲ慎タル義也。歌器ノ教誡ヲ示スモノ也」と書いている。第八二段は、不完全の美意識とも言うべき内容の段で、表紙が破れたり、書物や建築物も完全に揃っていないのをよしとする段である。第八三段は、最高の到達点の一手手前でやめておくことをよしとする段である。したがって、どちらも『寿命院抄』が言うように、「充満を慎む」段であるとまとめられる。

この部分に関しても、『野槌』は、語句の注釈は『寿命院抄』を取り入れていながらもかかわらず、第八二段と第八三段の関連性については、全く触れていないのが不思議である。林羅山は、第八三段の注に、『寿命院抄』には書かれていない源実朝のことを挙げている。すなわち、実朝は人々の諫めも聞かずに、父頼朝が大納言までしかならなかつたのに、自分は右大臣

にまでなったが、結局公暁に暗殺されてしまった、と書いている。第八三段の西園寺公衡（竹林院入道左大臣）と違って位を極めたことがかえってよくなかったという例として源実朝の例を挙げて、「上臈下臈にかぎらず、竹林院の大臣のごとく、謙退の誠あるべき也」と結論付けている。

この他にも『寿命院抄』で、徒然草第一一〇段「双六の手」の話を、「此段、前段ノ余義也」としているのは、第一一〇段が第一〇九段の「高名の木登り」の話を受けていると捉えて、第一一段の「囲碁双六好みて明かし暮らす人は」の段も「此段、前段ノ双六ト云ニタヨリテ書」と捉えて、関連づけているのである。しかし、ここでも『野槌』はそのことには触れていない。また、『寿命院抄』は徒然草第一一四段から第一一六段までを、名前・名称について書かれた一連の章段と捉えているが、『野槌』はその点には触れない。徒然草第一一八段と第一一九段についても、『寿命院抄』は、そこで取り上げられているのが鯉・雁・鰻であることから関連性を認めているが、『野槌』ではやはり関連性に触れていない。徒然草第一三五段と第一三六段についても、『寿命院抄』は、現行の第一三六段の注に、「此段、心ハ前ニオナジ」としている。両段とも、何でも答えましようと思つたふりだった人物が、いざ質問されてみると答えられずに失敗した話として、まとめて捉えているのである。ここでも『野槌』は両段の類似性に触れていない。

以上見てきたように、徒然草の章段間の関連性の捉え方について、『寿命院抄』と『野槌』の注釈態度には明らかに違いがある。『寿命院抄』は冒頭の総論にあたる部分で徒然草の章段区分について明言している一方で、個々の章段の注釈部分では、むしろ前後の段との関連性に注目しており、徒然草の内容をそのつながりによって理解しようとしていると考えられる。それに対して『野槌』では、語句の注釈は『寿命院抄』を撰取しているにもかかわらず、『寿命院抄』の章段間のつながりに関する言及は取り入れていない。

このことはいったい何をあらわすのだろうか。おそらく、『寿命院抄』は、総論のところでは章段区分に触れてはいるが、段に区切ることの長所と短所に気づいていたということではないだろうか。秦宗巴は、徒然草を捉える際に、兼好の思索の流れに注目して、どのように論が展開しているかということをよく注意しながら読んでいたと言えよう。それは、『寿命院抄』以前はまだ、徒然草が明確には章段に区切って理解されていなかったことを暗示しているのではないだろうか。もし、『寿命院抄』が刊行される以前に、徒然草がはっきりと章段に区分して読まれていたとしたら、秦宗巴の注釈の付け方も、あるいは林羅山の『野槌』のように、一段一段を独立させて読む方法を取ったのではないかと思われる。もちろん注釈者の個性というところもある。秦宗巴自身の読み方として、徒然草を連続性

を持たせて読む読み方を取っていたとも考えられるが、『寿命院抄』が最初の徒然草注釈書であることを考え合わせると、『寿命院抄』に、それ以前の徒然草の読まれ方の反映があらわれていると見ることも可能だろう。そのように考えれば、『寿命院抄』には、近世以前に徒然草がどのように読まれてきたか、ということを示す過渡期の形態が、この章段間のつながりに注目する読み方に反映しているとも考えられよう。

そして、一方の『野槌』は、そのような連続的な読み方から離れて、一段一段を独立した章段として捉え、その一段の中で、どれだけ詳しい注釈が付けられるかということを追求したものととなっている。その時、林羅山の関心は、徒然草の語句や表現を通して、その背後にある兼好の知識・教養と林羅山自身のそれとの対峙となるような読み方となり、したがって、出典・典拠に力点を置く注釈となっていく。しかもそれらの多くはすでに『寿命院抄』で指摘されている時、羅山が取るべき方向性としては、先に触れたような『寿命院抄』で未考だった出典・典拠の発見はもちろんのこと、指摘済みの出典・典拠の確認と、『寿命院抄』よりもさらに詳しい原典の抽出、および類似例の指摘という方向に力点が置かれるようになる。次に、『野槌』の注釈の特徴の一つともいえる、類似例の指摘という注釈方法について考察してみたい。

三 『野槌』における「類似例の列举」という方法

『野槌』は、「実証主義の徹底と儒教的合理主義に特徴がある」と言われる。林羅山が儒教の立場から徒然草の思想を批判し、また出典・典拠についても漢籍から詳しく引用していることは、『野槌』の注釈の特徴としてまず第一に挙げられることであるが、それに加えてもう一つの大きな特徴として、林羅山は注釈を付ける際に、直接の原典のみならず、同内容の類似例を多数挙げている、ということを指摘したい。それらについて、いくつか具体的に見てみよう。

たとえば、徒然草第七〇段は、元応の御遊の時、不審な女性が琵琶の名器牧馬に細工しておいたが、藤原兼季がそれに気づいてすぐに直したので支障がなかった、という話を記した段である。『寿命院抄』の注釈は、元応の時代は兼好在世中であること、および清暑堂・玄上・菊亭大臣・牧馬・柱についての語句の注釈が中心である。玄上と牧馬については、『禁秘抄』『枕草子』『古事談』を引いている。なお、「ヂウヲサグラレケレバ」の部分に対して、「是ノ義此段ノ眼目也。用心諸芸ニワタルベキ事也」と注して、兼季が柱をさわって異常に気づいたことを誉めているのは、単なる語句の注釈ではなく、この段に対する論評となっている。

『野槌』では、この段についてどのような注釈が付いているだろうか。細かな表現などにはやや相違があるが、注を付ける箇所も注の内容も、ほぼ『寿命院抄』を踏襲している。ただし「きぬかつき」への注を付けて、「衣被とかく。宮女名也」としている部分は『野槌』が新しく付けた注である。そして、注の最後に「此段、かねて用心思慮すべき事を云ふ。諸事この心得あるべし」と書いているのは、『寿命院抄』の論評部分と同様であるが、『野槌』ではさらにその後、徒然草第七〇段と似た話を二つ付け加えている点に、独自性が見られる。その部分を次に引用してみよう。

島内裕子

いっぞや室町家の將軍の時、なに阿弥とかやいふ同朋に、画軸をかけさせられるに、壁の釘をさぐりて見れば、其のままおちけり。打ちなをして後に軸をひらきかけける、とある人のかたり侍りしを、おもひ出ぬ。又ちかき比人のかたり侍りしは、ある猿樂の山伏のかたちになりて、祈りをするとして、あまりにつよく数珠をすりきりて、懐の中より、こと数珠を取りいだし、なをいのりけり。用意のところは、さもあるらめど、わざとたくみてせんは、いかが侍らん。

確かにこの二例は、徒然草第七〇段と類似している。ただし、二番目の例は、単に用意がよかった話としてではなく、わざとらしい話として林羅山自身も批判的に挙げているのではあ

るが、準備をよくしておいたので人前で失敗しなくて済んだ例として、この二つを思い出して書いたのである。ここでは、徒然草の類似例として、林羅山自身が人から聞いた話を挙げている。

同様のことは他の段の注釈にも見られる。たとえば、徒然草第九〇段は、「いつもあなたが訪ねて行っている人は、在俗か出家か」と聞かれて、「頭部を見ていなかったのだから」と答えた笑い話である。『野槌』はこの段を「急に問いつめられて答えに窮した話」として捉え、次のような類似例を挙げている。相国寺の横川和尚が、ある人から木偏に目という字は何という文字ですかと聞かれて、偏も旁も、もくと読むから、「もく」だろうと答えると、あなたのお寺の相国寺の「相」でしよう、と言われて大笑いしたという話を書いている。第七〇段の注釈も第九〇段の注釈も、文献からではなく、かなり自由に類似例を挙げている。

次に、『野槌』が注釈部分に、文献から類似例を挙げている段を、いくつか見てみよう。徒然草第七四段は、「蟻のごとくにあつまりて、東西にいそぎ南北にわしる」という書き出しで、世間の人々が毎日をあくせくと気ぜわしく暮らしていることを兼好が批判している段である。『寿命院抄』では、この段の表現の関連文献として、『莊子』『豫章文集』『莊子』を挙げているが、『野槌』では、それらに加えて陳翰の『大槐宮記』

を挙げている。ある人が異郷に行き、国王の婿になったり、反乱を鎮定したりして二十年以上も暮らしたが、帰郷を勧められて帰ってきたと思ったらたんに夢から覚め、不思議に思っただ庭の大きな槐木の穴を見ると、そこが蟻の住みかになっていて、二つの大群に分かれていたという話である。羅山は、「今此段に人間世を蟻のあつまるにたとへたるいはれ、なきにしもあらず」と述べて、第七四段の書き出しの部分との類似性を指摘している。ただし、兼好がこれを書いた時に、『大槐宮記』によって人間を蟻に喩えたとは考えにくい。あくまでも林羅山が彼の知識によって類似例として挙げているのである。

第八八段に対しては、『寿命院抄』と『野槌』の両方が文献から類似例を挙げているので、例示の仕方を比較してみたい。この段は、小野道風が筆写した『和漢朗詠集』という、ありえない物を大切にしている人のことを述べた段である。『和漢朗詠集』は、小野道風の死後、藤原公任によって撰ばれたものであるので、時代が合わないのではないかと言われても、かえって秘蔵したという笑い話である。

まず『寿命院抄』は、『説苑』から、宋の愚人が玉に似ているが玉ではない燕石を、宝として秘蔵していたという故事を挙げ、「異朝ニモ如此類アリ」として例示している。『寿命院抄』がこれを徒然草第八八段の類似例として挙げたのは、偽物を大切にしている愚かしさという観点からであろう。ただし、第八

八段の面白さはあくまでも、時代が合わないところから来る矛盾にあるのではないだろうか。おそらくそこを捉えて、一方の『野槌』は、『筆苑雜記』から次のような類似例を挙げる。すなわち、ある人が山寺で仏画を見たが、それは呉道人の画に対して孔子の讚が付けられ、蘇軾がその讚を書いたものだったという。そもそも仏教が中国に伝来したのは孔子の時代よりも後であり、呉道人も孔子よりも後代の人物であるから、この仏画は、まったくありえない取り合わせになっている。にもかかわらず、その後ある貴公子の家で見た、「古今第一」とまで称していた絵画が、これと同じ仏画だったという。この話は、時代の取り合わせの矛盾と偽物を秘蔵しているという二点で、まさに徒然草第八八段の面白さと同趣旨である。『野槌』ではこの話の後に、先に挙げた『寿命院抄』の燕石の例も記載しているが、より適切な類似例として、まず『筆苑雜記』を書いたのであろう。

徒然草第九九段も、『野槌』が文献から類似例を挙げている段である。この段は、堀川基具が、古くなった唐櫃を新しく作るろうとしたところ、これはずっと昔から伝来しているものであるから、と言われてそのままにした話である。『野槌』は、この類似例として、次のような例を挙げている。

此段いにしへより伝れる器を、あらためつくるべからずと云。器のみにあらず、魯人府庫をつくりける時、閔子騫

旧貴によらばいかん、何ぞ必しも改めつくらんといひければ、孔子是をほめ給ふ。

この例は、徒然草第九九段と酷似しており、注目される。

それでは、以上見てきたような、『野槌』における類似例を挙げるという注釈の方法には、いったいどのような意味があるのだろうか。まず第一に、徒然草に書かれていることの背景がより詳しくわかり、兼好が基盤としている文献が明確になる場合があるという利点がある。しかしながら、類似例の列挙という注釈方法の意味するものは、そのようなことにとどまらないと思われる。なぜなら、『野槌』に顕著なこの方法に注目することによって、林羅山自身にとって、徒然草の注釈を行うことの意味が浮上してくるからである。

島内裕子

思うに、林羅山にとって徒然草の注釈をするということは、彼の自己表現となっているのではないだろうか。だからこそ、第七〇段の注釈のように、人から聞いた話までも類似例として書き留めているのだろう。そして、さらに重要なのは、林羅山が徒然草の注釈を付けるにあたって、さまざまな類似例を、主として文献の中から抽出して書いていることである。林羅山は彼みずからが持っている読書体験から得た膨大な知識・教養をある意味で持て余している。その時、彼のそれらの膨大な蓄積物を現前させるものとして徒然草という対象が掴み取られたのだろう。林羅山は和書の文学作品の注釈研究は徒然草しか行っ

ていない。逆に言えば、彼のあり余る知識・教養を発揮できる対象作品は、徒然草しかなかったとも言えよう。林羅山は『野槌』の中で、兼好に対して忌憚のない批判をたびたび行っているが、『野槌』を著すことによって、彼は自分の持つ教養の輪郭をはっきりと提示できたのである。それは、すなわち、徒然草自体の研究というよりもむしろ彼の持っている教養を生かす「場」として徒然草を活用したと言うことである。

このように考えれば、なぜ林羅山が、『寿命院抄』であれほど言及されている章段間の関連性や連続性に触れないのか、という疑問にもひとつの答えを用意することができる。『野槌』において、林羅山は徒然草そのものの文脈の流れに沿って研究するのではなく、章段に区切ったひとつひとつの小宇宙の中で、彼の知識と教養を自由に解き放ち、羅山自身の価値観をいかなく発揮したのである。

羅山にとって最も関心があったことは、徒然草の著者である兼好が、どのような意図を持って徒然草を執筆し、どのように徒然草の章段が書き継がれ、ひとつの作品として生成しているのかという点ではなく、すでに出来上がっている徒然草の個々の内容からどれだけのことを林羅山自身が引き出せるか、そして徒然草の個々の内容自体の是非はどうであるのか、ということだったのではないだろうか。しかしながらそれは、徒然草というひとつの作品を分断し、解体することでもあった。

林羅山によって分断された徒然草の破片をもう一度拾い集め、その全体像を再生し、徒然草の生成過程や徒然草の生命力を復活させるためには、『野槌』の方法を乗り越える別の方法論を見つけ出す必要がある。徒然草古注釈書の注釈史を先取りして見通しを述べるならば、たとえば、加藤馨斎による「来意」という視点は、『野槌』で分断され、個々の独立章段となった徒然草の論述の流れを、前後の関連に注意しながら再生する試みであり、『野槌』で無視された『寿命院抄』の視点の復活でもあろう。

四 『野槌』における和歌の注釈

北村季吟は、「野槌に歌書の事は多く誤る」と述べているが、現代の評価でも『野槌』の注釈の意義は、「各段の注釈は、語句・人物・故事・有職について、広く和漢の書・仏典によって傍証し、その博覧多識が本書を権威あるものとしている」と言われる。『野槌』の注釈における、和歌・歌学はあまり評価されていない。けれども、『野槌』には、『寿命院抄』で指摘されていない和歌を挙げたり、勅撰集の中から関連する記述を抜き出したりしており、必ずしも従来言われていたような評価は適切とは思えない。いくつか具体例を挙げながら、『野槌』における和歌の注釈を見てゆきたい。

徒然草第一二四段は非常に短い段であるのでまずその全文を掲げよう。

是法師は、浄土宗に恥ぢずといへども、学匠を立てず、ただ明け暮れ念仏して、安らかに世を過すありさま、いとあらまほし。

ここに登場する是法師について、『寿命院抄』には何も注釈が書かれていないが、『野槌』では、次のように二つの勅撰集からは法師の和歌を抜き出している。

新千載集第十八、雑歌下、是法師、のがれても同じうき世と間物をいかなる山に身をかくさまし。又新後拾遺集第八秋歌に、夜もすがら山おろし吹きて衣手のたなかみ川にこほる月かげ

徒然草の最初の注釈書である『寿命院抄』の段階では何も書かれていなかった是法師について、勅撰集から彼の和歌を発見して注釈としたのは、『野槌』の手柄であろう。ちなみに現代の注釈書でも、是法師の人となりや歌人としての力量を示す和歌として「のがれても」の歌が引用されることがある。

また、徒然草第一三七段に出てくる「舟岡」という地名に関して、『野槌』は西行の『山家集』にある「舟岡のすそののかかずそひて昔の人に君をなしつる」という和歌を引用している。この指摘も『寿命院抄』には見られないものであるが、現代の注釈書ではこの歌を引くものもある。

さらに第一三八段に出てくる和歌についても、『野槌』は、『寿命院抄』に書かれているよりも詳しい指摘を行っている。すなわち、第一三八段に引用されている弁乳母と江侍従の贈答歌について、それが『千載集』にあることは『寿命院抄』で指摘済みであるが、ここでは、贈答歌を挙げるのみで詞書は省略されていた。『野槌』は、『寿命院抄』の注釈をそのまま引用した上で、それに加えて、次のように書いている。

たまぬきしのうたは、新拾遺にも載せたり。其詞書に、枇杷の皇太宮、かくれさせ給ふて後、御帳の内を、なんとなく見れ侍りければ、しかせ給たりける、菖蒲の草の侍りけるを見て、よめるとあり。

この部分に関して『野槌』が、江侍従の歌は『新拾遺集』にも入集していること、およびそこでの詞書も引用しているのは、『寿命院抄』の注釈に見られないことである。ただし、徒然草自体のこの部分の記述は、『千載集』の詞書に記載されている形に依っていると考えられる。徒然草には次のように書かれている。

枇杷皇太后宮かくれ給ひて後、古き御帳のうちに、菖蒲・薬玉などの枯れたるが侍りけるを見て、「折ならぬ根をなほぞかけつる」と弁の乳母の言へる返事に、「あやめの草はありながら」とも、江侍従が詠みしぞかし。

特に傍線を付けた部分の表現は、『千載集』の詞書に「ふる

き御帳のうちに菖蒲、くす玉などのかれたるが侍りけるをみて」とある部分と同一である。

『野槌』によって和歌に関する注釈が付けられている箇所をもう一例見ておこう。徒然草第一三九段に、京極中納言（藤原定家）が一重梅を自邸に植えていたという記述がある。この部分について『寿命院抄』は、京極中納言は「定家卿也」というごく簡略な注しか付けていないが、『野槌』では定家卿の梅のことを詠んだ和歌を、『風雅集』から見出して記している。

風雅集十五、定家卿はやうすみける家に、しばし立入て、ほどへ侍けるおり、かのみづからうへて侍ける、梅の木のエだに結びつける、
永福門院内侍

わすれじな宿は昔に跡ふりてかはらぬ軒に匂ふ梅がえ返し
前大納言為世

くち残るふるき軒端の梅がえもまたとはるべき春を待らし

この贈答歌は、定家卿に定家みずから植えた梅があり、それが当時残っていたこと、そしてそのことを貴重なこととして、永福門院内侍が定家の曾孫にあたる為世に和歌を贈ったことがわかる資料である。ここには徒然草に書かれているように、梅が一重梅で二本あり、邸の南向きに植えられているかどうかまでは書かれていないが、為世は兼好の和歌の師匠であるし、何よりもこの贈答歌とその詞書によって、定家の邸に梅が

植えられていたという徒然草第一三九段の記述を確認することができ、注釈として重要な指摘である。現代の注釈書でも、この『風雅集』の贈答歌と詞書はよく引用される。

おわりに

本稿では、徒然草古注釈書の中から、主として林羅山によって著された『野槌』の注釈態度を考察してきた。その結果、従来あまり注目されてこなかったいくつかの『野槌』の特徴を明らかにできたのではないかと思う。

まず第一に、『野槌』は『寿命院抄』の注釈をほぼ踏襲する形で注釈を付けているが、『寿命院抄』で「未考」となっていたり、注釈が付いていなかった箇所をかなり明らかにしただけでなく、『寿命院抄』で書名だけの指摘であったり、原文の引用がごく少ない原典についても、かなり長く詳しく原文を引用し、徒然草の注釈を詳細なものとした。それらの中には、勅撰集から関連資料を抽出したり、『寿命院抄』で指摘されていない和歌を挙げたりしたものもある。『野槌』における和歌に関する注釈は、あまり見るべきものはないと思われるが、『野槌』が新たに付けた和歌関係の注釈は、現代の徒然草注釈書にも受け継がれているものがある。このように、『野槌』は『寿命院抄』の注釈を、確実に前に進めたと言える。

第二に、『寿命院抄』の注釈態度と比較することによって明らかになる『野槌』の特徴として、『野槌』においては、徒然草の章段を連続的に捉えることをせず、個々の独立したものとして注釈を付けている、ということが挙げられる。ただし、このような『野槌』の注釈態度が、『寿命院抄』の注釈と比べて前進であるかどうかは、評価が難しいところであろう。徒然草の章段区分について最初に言及したのは『寿命院抄』であったが、『寿命院抄』自体においては、むしろ前後の章段の連続性や関連性にしばしば触れている。それに対して『野槌』は、当該章段の語句の注釈を、『寿命院抄』からほぼすべて取り入れているにもかかわらず、章段間の関連性について書かれていない部分も載せていないのである。このような『野槌』の注釈態度から見ると、おそらく林羅山は、徒然草の作品としての全体像の把握には関心が薄かったと思われる。林羅山は、短く分断されたひとつひとつの章段の内容を、彼が身に付けている膨大な知識・教養によって説明し尽くすことに最大のエネルギーを費やしたと考えられる。

第三に、『野槌』は、徒然草の内容と類似する例を挙げることに熱心である、という特徴が見出せる。類似例の指摘は、『寿命院抄』でもわずかではあるが行われている。けれども『野槌』の場合は、これが非常に多くなっている。和漢の文献から類似例を抽出するだけでなく、林羅山自身の体験談や見聞

談などを豊富に記載しているので、徒然草自体の注釈が深まるというよりもむしろ、その類似例を読む面白さを印象付けるものとなっている。

以上のような『野槌』の特徴を踏まえて、最後に、林羅山にとって『野槌』を著したことが、どのような意義を持っていたのかを考えてみたい。

『羅山先生年譜』（『林羅山詩集』下巻所収）によれば、『野槌』の成立は元和七年（一六二一）である。この時期は、林羅山の生涯においてどのような時期だったのであろうか。堀勇雄氏は、元和二年から元和九年までを「雌伏」の時期と名付けている^①。元和二年四月に徳川家康が没し、秀忠の時代になったが、この時代に林羅山は不遇であった。

家康没後間もない元和二年十一月に、江戸を出発して京都に着くまでを著した林羅山の『丙辰紀行』には、徒然草からの引用が見られる。そこには当時の羅山の心境が託されていると思われる、注目される。『丙辰紀行』は、武蔵野から大津まで、地名・和文・漢詩という構成で書かれている。その「大島」の和文中に次のような表現が見られる。

術ありとてたのむべからず。役優婆塞が鬼神をつかひしも、広足が讒によりて流され、力ありとてたのむべからず。鎮西の八郎が大弓をひきしも、信西がはかりごとにてうつつさる。されば此島は伊豆の沖にありて大島と名づけ、

いにしへより風浪のたよりまれなれば、遷客投荒の所とす^②。

伊豆の大島が古来流刑の地であったことに思いを馳せている箇所、「たのむべからず」という言葉が二回繰り返されている。この部分の書き方は、徒然草第二一段を踏まえているのではないだろうか。

よろづのことは頼むべからず。愚かなる人は、深くものを頼むゆゑに、恨み、怒ることあり。勢ひありとて頼むべからず。こはき者まづ滅ぶ。財多しとて、頼むべからず。時の間に失ひやすし。才ありとて、頼むべからず。孔子も時にあはず。徳ありとて、頼むべからず。顔回も不幸なりき。君の寵をも頼むべからず。誅を受くることすみやかなり。（下略）

伊豆大島を眺めながら、「術ありとてたのむべからず」「力ありとてたのむべからず」と書いた時、林羅山の脳裏には徒然草第二一段の傍線を付した表現がよぎっていたのではないだろうか。そしてこの第二一段が、まさに徳川家康が没してまもないこの時期の林羅山自身にあてはまる内容であることに深い感慨を持ったのではないだろうか。

その後、元和五年には林羅山の師である藤原惺高も没し、翌年には羅山の次男長吉が天然痘で五歳で没した。羅山自身も元和七年春に京都で療養し、四月には有馬温泉で病を癒してい

る。このように見てくると、元和二年の家康の死没以来、次々と不幸が襲ってきていた時期であり、しかも秀忠時代には不遇であったのであるから、林羅山の心境はいかばかりであったろうか。まさにこのような時期に著されたのが『野槌』であった。

本稿で述べたように、『野槌』の注釈態度の特徴として、林羅山はみずからの関心の赴くままに詳しい注を付け、類似例を列挙してはいるが、徒然草がどのように生成し、徒然草によって兼好がどのように思索を深めていったかという観点は見られない。『野槌』は、徒然草という作品の全体像の解明を目指すことよりも、詳細な注を付けることによって、林羅山自身の思想や知識・教養などの自由な開陳を目指した書物であり、この注釈を通して、羅山は「雌伏」の時期の精神の居場所を見出したのではないだろうか。

『野槌』刊行から後のことであるが、林羅山は兼好の肖像画に対して、次のような二首の漢詩を残している。

兼好 家蔵

終日蕭然硯拓塵 風雲花鳥一家春 夜来古道照顔色 独読

遺書燈下身 寛永六年

又

兼好幽棲事迹奇 対書読処独吾伊 燈花不眩千年眼 絶勝

案頭螢雪時 明暦元年^⑬

林羅山は『野槌』の中で、兼好の仏教的・老荘思想的な考え方に激烈な批判をしばしば試みているが、それにもかかわらず、兼好は羅山にとって、得難い「見ぬ世の友」であったと考えられるのである。

(平成十二年十一月一日受理)

注

- (1) 拙稿『徒然草寿命院抄』の注釈態度」(『放送大学研究年報』第十六号、平成十年)
- (2) 徒然草本文の引用は、烏丸本を底本とする西尾実・安良岡康作校注『新訂徒然草』(岩波書店・一九九一年)によるが、表記等改めた箇所もある。
- (3) 『寿命院抄』の引用は、川瀬一馬解説『徒然草寿命院抄』(松雲堂書店・昭和六年)によるが、清濁・句読点・表記等改めた箇所もある。また、吉澤貞人著『徒然草古注釈書集成』(勉誠社・平成八年)も参照した。
- (4) 『野槌』の本文の引用は、吉澤貞人編『徒然草……埜槌……』(中部日本教育文化会・平成七年)によるが、表記等改めた箇所もある。
- (5) 拙稿「徒然草注釈書の世界……近世以降……」(『国文学解釈と鑑賞』・至文堂・平成九年十一月号)
- (6) 注5拙稿
- (7) 鈴木健一著『林羅山年譜稿』(ベリかん社・一九九九年)、六六頁。
- (8) 『日本古典文学大辞典』第四卷(岩波書店・一九八四年)の『野槌』解説文による。
- (9) たとえば、安良岡康作著『徒然草全注釈』上巻(角川書店・昭和

- 四二年)、五二二頁、三木紀人著『徒然草』(三)(講談社学術文庫・昭和五七年)、七四頁など。
- (10) 引用は、『新編国歌大観』第I巻・勅撰集編(角川書店・昭和五八年)による。
- (11) 堀勇雄著『林羅山』(人物叢書新装版・吉川弘文館・平成二年)引用は、『続群書類従』第十八輯下による。
- (12) 引用は、『林羅山詩集』下巻(ぺりかん社・昭和五四年)による。
- (13) 引用は、『林羅山詩集』下巻(ぺりかん社・昭和五四年)による。

The Old Annotations of *Tsurezuregusa*

— from *Tsurezuregusa-Jumyōinshō* to *Nozuchi* —

Yuko SHIMAUCHI

ABSTRACT

This paper aims to survey the character of *Nozuchi* by comparing to *Tsurezuregusa-Jumyōinshō*.

Nozuchi is the second annotation of *Tsurezuregusa* wrote by Hayashi Razan. Hayashi Razan annotates *Tsurezuregusa* by his knowledge of Chinese classics and Buddhist literature. His understanding of *Tsurezuregusa* is difference from *Tsurezuregusa-Jumyōinshō*.

Razan recognizes that *Tsurezuregusa* is gathering many short chapters. He is indifferent to grasp in the totality of *Tsurezuregusa*.